

厚真町役場庁舎・文化交流施設等建設事業に係る
設計・施工一括発注方式公募型プロポーザル

実施要領

令和7年8月

厚真町

目次

はじめに	1
1 告示日	1
2 事業概要等	
(1) 事業名	1
(2) 発注者	1
(3) 事業場所	1
(4) 事業内容	1
(5) 事業期間	1
(6) 事業規模	1
(7) 法的規制等	2
(8) 要求水準書	2
(9) 対象業務	2
(10) 遵守すべき法律等	2
(11) 事業期間	2
3 参加資格要件等	
(1) 参加者の構成等	3
(2) 参加者に共通する参加資格	3
(3) 統括責任者の配置	4
(4) 庁舎等設計業務の参加資格	4
(5) 広場等設計業務の参加資格	6
(6) 建設工事（建築主体工事）業務の参加資格	7
(7) 失格条件	9
4 最優秀提案者の決定等の手続き	
(1) 公告から契約締結までのスケジュール	9
(2) 決定の手続きと審査及び評価体制	10
(3) 実施要領等の配布	10
(4) 参加表明に係る質問書の提出期限	10
(5) 参加表明書の作成及び提出方法	10
(6) 甲型JVの申請	11
(7) 一次審査	11
(8) 技術提案書に関する質問書の提出期限	12
(9) 参加表明後の辞退	12
(10) VE提案の対話申込み手続	12
(11) 採否の通知	13

(12) 技術提案書の作成及び提出方法 13
(13) 技術提案評価（二次審査）の実施及び結果の通知 15

5 契約等に関する事項

(1) 契約の締結 16
(2) 技術提案の責任の所在 16

6 その他

(1) 費用負担等 16
(2) 提出された書類の取扱い 16
(3) 契約内容の公表 17
(4) 無効・失格要件 17

巻末添付 1 主要業務分担表 18

はじめに

北海道胆振東部地震を教訓とした防災力の向上、町民の皆さまに親しまれ、集まれるような役場庁舎と周辺施設の整備に向け「厚真庁舎周辺等整備基本構想・基本計画」を令和5年3月に策定したところである。

この基本構想・基本計画に基づき、「厚真町庁舎周辺等整備基本設計報告書」を令和7年6月にとりまとめたところであり、今後、実施設計・建設工事といった事業を進めていくこととしている。

事業実施に当たっては、民間事業者の実績と経験から生まれる豊富で確かな知識と高い技術力を最大限発揮できるよう、設計・施工を行う者（以下「事業者」という。）をプロポーザル方式により決定することとしている。

このため、本事業に係る実施設計及び施工を一括して公募によるプロポーザル方式により選定する（以下「本プロポーザル」という。）ための参加要件や手続等について必要な事項を定めるため「厚真町役場庁舎・文化交流施設等建設事業に係る実施設計・施工一括発注方式公募型プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）」を定めるものである。

1 告示日

令和7年8月19日（火）

2 事業概要等

(1) 事業名

厚真町役場庁舎・文化交流施設等建設事業

(2) 発注者

厚真町長 宮坂尚市朗

(3) 事業場所

北海道勇払郡厚真町京町120番地他

敷地面積 8,058 m²

(4) 事業内容

ア 役場庁舎・文化交流施設の実実施設計業務及び工事監理業務

イ 公園・広場等の実施設計業務

ウ 役場庁舎・交流施設建設工事業務

(5) 事業期間

契約日の翌日から令和10年2月29日まで

(6) 事業規模

事業費参考額 3,871,131,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以下とする。

※上限を上回る提案は提出することができない。

(事業内訳)

・役場庁舎に係る設計・監理	167,728,000 円
・役場庁舎に係る建築工事	1,698,400,000 円
・文化交流施設に係る設計・監理	252,758,000 円
・文化交流施設に係る建築工事	1,711,600,000 円
・公園・広場等に係る設計	40,645,000 円

(別途発注工事)

・ 役場庁舎建設に係る電気設備工事	431,200,000 円
・ 役場庁舎建設に係る機械設備工事	620,400,000 円
・ 文化交流施設建設に係る電気設備工事	232,100,000 円
・ 文化交流施設建設に係る機械設備工事	828,300,000 円
・ 公園・広場等整備工事	1,017,500,000 円

(7) 法的規制等

区域区分	: 市街化区域
用途地域	: 第一種住居地域
防火指定	: 指定なし
建ぺい率 (指定)	: 法定 60%
容積率 (指定)	: 法定 200%
地域地区	: 建築基準法第 22 条区域

(8) 要求水準書

本事業の実施に係る要求水準は、「厚真町庁舎周辺等整備に係る要求水準書（以下「要求水準書」という。）」による。

これは、本事業を実施するための必須条件として準拠すべき具体的な規定であり、本町が本事業に求める内容及び品質を満たすべき最低限の水準である。

なお、要求水準書・基本設計報告書等の資料は、参加希望者に後日送付する。

(9) 対象業務

ア 役場庁舎・文化交流施設の実施設計業務及び工事監理業務

(以下「庁舎等設計業務」という。)

イ 公園・広場等の実施設計業務(以下「広場等設計業務」という)

ウ 役場庁舎・文化交流施設建設工事業務：建築主体工事（盛土工事を含む。）

別途発注：役場庁舎・文化交流施設建設のうち機械設備工事及び電気設備工事、公園・広場等工事

業務内容の詳細は、要求水準書及び添付資料を参照すること。

(10) 遵守すべき法律等

業務実施にあたっては、契約図書、電波法、建設業法、都市計画法、景観法、土壌汚染対策法、建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、労働安全衛生法、特許法、北海道福祉のまちづくり条例、その他関係法令を遵守すること。

(11) 事業期間

ア 本事業期間

契約日の翌日（令和 7 年 12 月中旬を予定）から令和 10 年 2 月 29 日（最終期限）とするが、提案により最終期限を前倒しすることは差し支えない。

イ 業務別の事業期間

① 役場庁舎・文化交流施設の実施設計業務 令和 8 年 9 月 30 日まで(目安)

※文化交流施設の実施設計業務は令和 8 年 4 月上旬から令和 8 年 9 月 30 日まで(目安)

② 公園・広場等の実施設計業務 令和 8 年 4 月上旬から令和 9 年 3 月 31 日まで(目安)

- ③ 建設工事業務 令和10年2月29日まで
(令和9年12月～令和10年2月の自主施工期間の設定はしていない)
- ④ 工事監理業務 令和10年2月29日まで

3 参加資格要件等

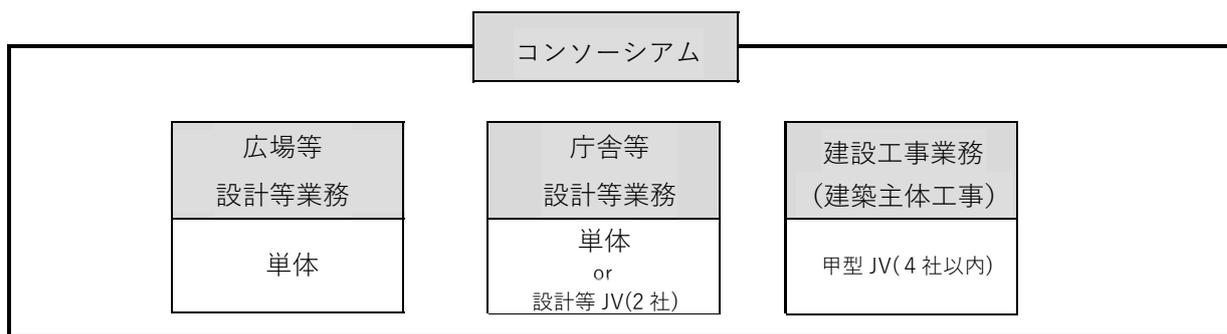
(1) 参加者の構成等

- ア 本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に示す単体企業（以下「単体」という。）または自主的に結成された特定建設工事共同企業体（以下「甲型JV」という。）若しくは設計等共同体（以下「設計等JV」という。）とすること。
- イ 設計等業務（単体または設計等JVによる実施。）と建設工事業務（乙甲型JVによる実施。）を行う者は、企業連合（コンソーシアム）により参加すること。
- ウ 甲型JVの構成員の数は、建築設計等業務は2社、建設工事業務は4社以内とする。
- エ 建設工事の甲型JVの各構成員の出資比率は、次に掲げるとおりとする。
 - ① 2社の場合 30パーセント以上
 - ② 3社の場合 20パーセント以上
 - ③ 4社の場合 10パーセント以上
- オ 甲型JVの代表者（以下「代表構成員」という。）は本業務の中心的役割を担う履行能力を持つ者であることから最大出資比率の構成員とすること。

(参考)

- ① 単体：「設計等業務」を単体企業が行う。
- ② 甲型JV：建築主体工事を共同で行う。
- ③ 設計等JV：設計等業務を共同で行う。分野を分担しないで行う場合は「甲型」、分野を分担する場合（例：建築設計と設備設計を分担）は「乙型」となる。

【参考図】



(2) 参加者に共通する参加資格

参加者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- ア 令和7・8年度厚真町入札参加資格名簿において、庁舎等設計業者は「建築設計」を、広場等設計業者は「土木設計」を、施工業者は参加する分担工事に該当する営業項目（「建築」）に登録された者（参加表明の期限までに参加資格名簿に登録を終えている者を含む）であること。ただし、令和7・8年度厚真町入札参加資格名簿に登録されていない者が行う場合は、参加表明書の提出までに参加資格審査申請を行い、これが正式に受理されることにより、厚真町

入札参加資格名簿に登録された者と同等であるとみなす。なお、この参加資格審査申請は、本事業に対してのみ有効とする。

イ 甲型JVを結成して参加する者は、参加表明の期限までに前項の参加資格名簿に登録を終えていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

エ 厚真町から指名停止措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

カ 厚真町契約等に係る暴力団等の排除措置要綱（平成25年1月1日施行）に該当しない者であること。

キ 公租公課の滞納がないこと。

ク 他の提案者の単独または甲型JVの代表構成員若しくは構成員ではないこと

(3) 統括責任者の配置

統括責任者は、本業務全体の統括責任を担う者として、実施設計業務における管理技術者及び各設計主任技術者並びに工事業務における現場代理人、監理技術者を統括し、実施設計業務及び工事業務並びに別途発注となる関連工事に関し、相互調整を行う。

ア 以下に示す要件を全て満たす統括責任者を配置すること。

- ① 一級建築士または1級建築施工管理技士の資格を有すること。
- ② 参加希望者と6ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

イ 統括責任者と現場代理人は兼任することができる。

(4) 庁舎等設計業務の参加資格

庁舎等設計業務を行う者は、以下に示す要件を満たす者であること。（JVを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。）

	項目	要件
単 体 企 業 ・ 設 計 JV 代 表	ア 入札参加資格	令和7・8年度厚真町入札参加資格名簿において「建築設計」に登録された者であること。ただし、令和7・8年度厚真町入札参加資格名簿に登録されていない者が行う場合は、参加表明書の提出までに参加資格審査申請を行い、これが正式に受理されることにより、厚真町入札参加資格名簿に登録された者と同等であるとみなす。なお、この参加資格審査申請は、本事業に対してのみ有効とする。
	イ 所在地	北海道内に本店または支店を有すること
	ウ 建築事務所 の登録	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく、北海道知事又は北海道知事が指定する指定事務所登録機関による一級建築士事務所の登録を受けていること。

構 成 員 の 要 件	エ 設計実績	<p>当該事務所において、平成 27 年（2015 年）4 月以降に契約履行を完了した次の要件を満たす新築工事、改築工事または増築工事に係る設計実績を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物用途：庁舎、本社ビル等（令和 6 年国土交通省告示第八号別添二による建築物の種類 4 の第 2 類に該当）又は博物館、図書館等（同類型 12 の第 2 分類に該当） ・延べ面積：2,500 m²以上の建築物（増築の場合は増築部分）
	オ 管理技術者の配置	<p>管理技術者として以下に示す要件を満たす者を配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一級建築士の資格を有すること。 ② 常勤の自社社員で引き続き 3 ヶ月以上の雇用関係があること。
	カ 建築総合設計主任技術者	<p>建築総合設計主任技術者として、以下に示す要件を満たす者を配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一級建築士の資格を有すること。 ② 常勤の自社社員で引き続き 3 ヶ月以上の雇用関係があること。
	キ 建築構造設計主任技術者	<p>建築構造設計担当主任技術者として、以下に示す要件を満たす者を配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一級建築士または構造設計一級建築士のいずれかの資格を有すること。
	ク 電気設備設計主任技術者	<p>電気設備設計主任技術者として、以下に示す要件を満たす者を配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建築設備士または設備設計一級建築士のいずれかの資格を有すること。
	ケ 機械設備設計主任技術者	<p>機械設備設計主任技術者として、以下に示す要件を満たす者を配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建築設備士または設備設計一級建築士のいずれかの資格を有すること。
設 計 JV 構 成 員 の 要 件	ア 入札参加資格	<p>令和 7・8 年度厚真町入札参加資格名簿において「建築設計」に登録された者であること。ただし、令和 7・8 年度厚真町入札参加資格名簿に登録されていない者が行う場合は、参加表明書の提出までに参加資格審査申請を行い、これが正式に受理されることにより、厚真町入札参加資格名簿に登録された者と同等であるとみなす。なお、この参加資格審査申請は、本事業に対してのみ有効とする。</p>
	イ 所在地	<p>北海道内に本店または支店を有すること</p>
	ウ 建築事務所の登録	<p>建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づく、北海道知事又は北海道知事が指定する指定事務所登録機関による一級建築士事務所の登録を受けていること。</p>

エ 設計実績	<p>当該事務所において、平成 27 年（2015 年）4 月以降に契約履行を完了した次の要件を満たす新築工事、改築工事または増築工事に係る設計実績を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物用途：庁舎、本社ビル等（令和 6 年国土交通省告示第八号別添二による建築物の類型 4 の第 2 類に該当）又は博物館、図書館等（同類型 12 の第 2 分類に該当） ・ 延べ面積：2,500 m²以上の建築物（増築の場合は増築部分）
--------	---

※ 管理技術者とは、業務の技術上の管理を行うものであり、「建築設計業務委託契約書」（平成 10 年 10 月 1 日建設省厚契発第 37 号）第 16 条の定義による。

※ 主任技術者とは、管理技術者のもとで各分担業務分野における担当者を統括する役割を担う者をいう。

※ 分担業務分野の分類は、令和 6 年国土交通省告示第 8 号による。

分担業務分野	業務内容
建築総合	告示第 8 号別添一． 1 設計に関する標準業務二． ロ (1) 表中 (1) 総合
建築構造	同上二． ロ (1) 表中 (2) 構造
電気設備	同上二． ロ (1) 表中 (3) 設備 (i)
機械設備	同上二． ロ (1) 表中 (3) 設備 (ii) (iii) (iv)

※ 管理技術者と各設計主任技術者は、次の場合を除き兼任できない。また、各設計主任技術者間の兼任もできない。

① 管理技術者と建築総合設計主任技術者は兼任できる。

② 管理技術者と建築構造設計主任技術者は兼任できる。

※ 分担業務分野の再委託について

① 再委託先（協力事務所）は、(4)の表の項目イ～エ及びキ～ケ（該当する何れかの箇所）を満たすこと。

※ 工事監理業務契約時に、工事監理業務に係る管理技術者、主任技術者の配置を別途行う必要があることに留意すること。

(5) 広場等設計業務の参加資格

広場等設計業務を行う者は、以下に示す要件を満たす者であること。

	項目	要件
単 体 企 業 の 要 件	ア 入札参加資格	令和 7・8 年度厚真町入札参加資格名簿において「土木設計」に登録された者であること。ただし、令和 7・8 年度厚真町入札参加資格名簿に登録されていない者が行う場合は、参加表明書の提出までに参加資格審査申請を行い、これが正式に受理されることにより、厚真町入札参加資格名簿に登録された者と同等であるとみなす。なお、この参加資格審査申請は、本事業に対してのみ有効とする。
	イ 所在地	北海道内に本店または支店を有すること
	ウ 設計実績	平成 27 年（2015 年）4 月以降に契約履行を完了した公園等の実施設計業務の実績を有していること。

エ 主任技術者	主任技術者として以下に示す要件を満たすものを配置すること ①技術士（総合技術監理部門・建設-都市及び地方計画又は建設部門・都市及び地方計画）、シビルコンサルティングマネージャ（都市計画及び地方計画部門）又は（造園部門）、登録ランドスケープアーキテクト又は一級建築士のいずれかの資格を有する者 ②公園等の実施設計業務の実績を有していること
---------	--

※ 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項、第32条第1項の規定による

(6) 建設工事（建築主体工事）業務の参加資格

甲型JVで建設工事（建築主体工事）業務を行う者は、以下の要件を満たすこと。

	項目	要件
甲型JV代表構成員の要件	ア 入札参加資格	令和7・8年度厚真町入札参加資格名簿において「建設工事」に登録された者であること。ただし、令和7・8年度厚真町入札参加資格名簿に登録されていない者が行う場合は、参加表明書の提出までに参加資格審査申請を行い、これが正式に受理されることにより、厚真町入札参加資格名簿に登録された者と同等であるとみなす。なお、この参加資格審査申請は、本事業に対してのみ有効とする。
	イ 所在地	北海道内に主たる営業所または従たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」または「従たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
	ウ 建設業の許可	建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、建築工事業の許可を受けていること。また、特定建設業者であること。
	エ 客観的審査事項評価値	建設業法第27条の23第1項の規定に基づく有効かつ最新の経営事項審査（参加表明書の提出日において有効なものに限る）の総合評定値が次のとおりであること。 ・1,100点以上
	オ 施工実績	過去15年間（平成21年度以降）に元請として施工した次の要件に合致する実績を有すること。 ① 発注者 国、地方公共団体、建設業法施行令第45条に規定する公共法人、建設業法施行規則第18条に定める法人、国家公務員共済組合、地方職員共済組合、公立学校共済組合 ② 延べ面積 2,500㎡以上（増築工事の場合は増築部分） ③ 種類 新築・改築・増築工事に伴う建築一式工事 なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

	カ 監理技術者	以下に示す要件を満たす監理技術者を配置すること。 ① 一級建築士又は 1 級建築施工管理技士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。 ② 常勤の自社員で引き続き 3 ヶ月以上の雇用関係があること。
	キ 現場代理人	以下に示す要件を満たす現場代理人を配置すること。 ① 一級建築士又は 1 級建築施工管理技士のいずれかの資格を有すること。 ② 常勤の自社員で引き続き 3 ヶ月以上の雇用関係があること。 ③ 現場代理人と監理技術者は兼任することができる。
甲型 JV 構成員の要件 (1 者以上)	ア 入札参加資格	甲型 JV 代表構成員「ア 入札参加資格」と同様。
	イ 所在地	厚真町内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有するものであること。
	ウ 建設業の許可	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき、建築工事業の許可を受けていること。
	エ 等級	町の資格名簿において B 等級以上に格付けされていること。
甲型 JV 構成員の要件 (町外業者)	ア 入札参加資格	甲型 JV 代表構成員「ア 入札参加資格」と同様。
	イ 所在地	甲型 JV 代表構成員「イ 所在地」と同様。
	ウ 建設業の許可	甲型 JV 代表構成員「ウ 建設業の許可」と同様。
	エ 客観的審査事項評価値	建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく有効かつ最新の経営事項審査（参加表明書の提出日において有効なものに限る）の総合評定値が次のとおりであること。 ・ 910 点以上
	オ 施工実績	甲型 JV 代表構成員「オ 施工実績」と同様。

※甲型 JV 構成員も、建設工事請負契約時に監理技術者等の配置を行う必要があることに留意すること

(7) 失格条件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 「厚真町役場庁舎・文化交流施設建設事業公募型プロポーザル方式選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員に、直接又は間接を問わず接触を求めた場合
- イ 公告日から協定書の締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合
- ウ 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合
- エ 応募資格がない者による場合
- オ 参加表明書その一切の書類に虚偽の記載をした場合
- カ 提案書類の記載事項が全部又は一部記載されて無い場合、記載すべき以外の内容が記載されている場合、条件に適合していない場合
- キ 書類が不足している場合
- ク 応募者が2つ以上の提案書を提出した場合
- ケ 応募者が他の応募者の代理をした場合
- コ その他応募に関する条件に違反した場合

4 最優秀提案者の決定等の手続き

(1) 公告から契約締結までのスケジュール

日 程	内 容
令和7年8月19日(火)	本プロポーザルの公告日
令和7年8月25日(月)～ 令和7年9月18日(木)	参加表明書の提出期間
令和7年9月3日(水)	参加表明書に関する質問書の提出期限
令和7年9月10日(水)	参加表明書に関する質問への回答
令和7年9月22日(月)【予定】	一次審査（資格審査）
令和7年9月24日(水)	参加資格確認結果、一次審査結果の通知
〃	技術提案書の提出要請、追加資料配布
令和7年10月8日(水)	技術提案に関する質問書の提出期限
令和7年10月23日(木)	技術提案に関する質問への回答
令和7年9月24日(水)～ 令和7年10月9日(木)	VE提案に対する対話申請書の受付
令和7年10月30日(木)【予定】	VE提案に対する対話の実施
令和7年11月6日(木)【予定】	VE提案の採否通知
令和7年11月13日(木)	技術提案書（提案価格見積書を含む）の提出期限
令和7年11月27日(木)【予定】	二次審査（技術提案審査）ヒアリング
令和7年12月2日(火)【予定】	二次審査結果の通知
令和7年12月【予定】	契約の締結

(2) 決定の手続きと審査及び評価体制

ア 最優秀提案者の決定について

本事業の受注者の候補者たる最優秀提案者及び次点提案者の選定は、設計能力や施工能力、地域貢献等に係る技術提案等について、選定委員会において、総合的に審査した結果によるものとする。

イ 最優秀提案者と次点提案者の選定について

- ① 参加資格審査及び配置予定技術者の実績等に関する提出書類内容を審査する一次審査
- ② 一次審査通過者から提出された技術提案内容等についての二次審査の2段階とする。

ウ 選定委員会の構成について

選定委員会は、学識経験者3名と役場職員9名計12名の委員で構成する。

委員名は、審査の公正を期するため、審査結果の公表時にあわせて公表する。

(3) 実施要領等の配布

ア 配布資料

厚真町HPからダウンロードとすること。

- ① 役場庁舎建設・文化交流施設等事業に係る設計・施工一括発注方式公募型プロポーザル実施要領
- ② 様式集
- ③ 厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画
- ④ 厚真町庁舎周辺等整備基本設計概要書

※要求水準書・基本設計報告書等の資料は、参加希望者に後日送付する。

イ 提供期間

公告日から令和7年9月18日(木)17時00分まで

(4) 参加表明に係る質問書の提出期限

参加表明書に係る質問がある場合は、質問書(様式任意)により提出すること。

ア 提出期限 令和7年9月3日(水)17時00分まで

イ 提出方法 厚真町総務課庁舎周辺等整備推進室メールアドレス宛に送付すること。

E-mail soumu@town.atsuma.lg.jp

件名は、「【会社名】役場庁舎・文化交流施設等建設事業(質問書)」とすること。

送信後、総務課庁舎周辺等整備推進室まで電話で受信の確認をすること。

ウ 回答方法 令和7年9月10日(水)までに、質問者に対して回答する。

(5) 参加表明書の作成及び提出方法

本プロポーザルの参加希望者は、次に示す書類を提出すること。なお、JVでの参加の場合、本プロポーザルに係る手続きは代表構成員が行うものとする。

ア 提出書類

- ① 参加表明書(別記様式第1号)
- ② 設計等業務を担当する参加者の業務実績(別記様式第2-1~3号)
- ③ 建設工事業務を担当する参加者の業務実績(別記様式第3号)
- ④ 配置予定統括責任者の資格(別記様式第4号)
- ⑤ 配置予定設計等技術者の資格及び実績(別記様式第5-1~6号)

⑥ 配置予定建設工事監理技術者の資格及び実績（別記様式第6号）

⑦ ①～⑥の電子データを格納したCD-R

イ 提出期間

令和7年8月25日（月）～令和7年9月18日（木）

までの9時00分～17時00分までの間（ただし土日祝日を除く）

ウ 提出場所

厚真町総務課庁舎周辺等整備推進室

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

オ 提出部数

正1部（写し1部）

(6) 甲型JVの申請

本事業に甲型JVにより参加を希望する場合は、（参加表明書の提出前に）甲型JVの申請を行うこと。

ア 提出書類

【建設工事業務の場合】

① 特定建設工事共同企業体競争入札資格審査申請書（別記様式第7号）

② 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（別記様式第8号）

【設計等業務の場合】

③ 設計等共同体競争入札資格審査申請書（別記様式第9号）

④ 設計等共同体協定書（甲）（別記様式第10号）

イ 提出期間

令和7年8月19日（火）～令和7年9月10日（水）

までの9時00分～17時00分までの間（ただし土日祝日を除く）

ウ 提出場所

厚真町総務課庁舎周辺等整備推進室

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

オ 提出部数

正1部

(7) 一次審査

ア 一次審査結果の通知

一次審査の要件を満たした者の中から、参加表明書とともに提出された配置予定技術者の実績等に関する内容を「(別添) 評価基準」の「1 実績等の評価基準（配点15点）」に基づき審査し、上位5社程度を一次審査通過者として選定する。

審査結果については、令和7年9月24日（水）までに通知し、通過者には、プロポーザルの技術提案書（提案価格見積書を含む。）の提出を要請する。

イ 非選定通知者に対する理由説明

一次審査の結果、非選定となった者にはその旨を通知する。通知を受けた者は、当該結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面（A4版任意様式）により、その理

由について説明を求めることができる。

なお、受付場所は厚真町総務課庁舎周辺等整備推進室で、応募者が持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、受付時間は9時00分から17時00分までとする。

本件に対する回答は、書面が到達した翌日から起算して10日以内に、書面をもって行うものとする。

(8) 技術提案書に関する質問書の提出期限

技術提案書に関する質問がある場合は、質問書（様式任意）により提出すること。

ア 提出期限

令和7年10月8日（水）17時00分まで

イ 提出方法

厚真町総務課庁舎周辺等整備推進室メールアドレス宛に送付すること。

件名は、「【会社名】役場庁舎・文化交流施設等建設事業（質問書）」とすること。

送信後、総務課庁舎周辺等整備推進室まで電話で受信の確認をすること。

ウ 回答方法

令和7年10月23日（木）までに、質問者及び他の技術提案要請者に対して回答する。
ただし、質問者の特殊な技術またはノウハウ等、質問者の権利または競争上の地位、その他正当な利益を害すると判断される場合は質問者のみへ回答する。

(9) 参加表明後の辞退

参加表明書の提出後、参加を取りやめる場合は、辞退届（別記様式第13号）を提出すること。

ア 提出場所 厚真町総務課庁舎周辺等整備推進室

イ 提出期限 令和7年9月30日（火）17時00分まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出すること。

(10) VE提案の対話申込み手続

VE (Value Engineering) : 品質を下げないでコストを低減する代替案の提案、コストを上げないで品質を向上させる提案を求める方法

VE提案の範囲は、基本設計図に記載のあるもののうち、要求水準書に示す機能・性能を低下させないものを対象とする。

ただし、工期に大きな影響を及ぼすもの、設計コンセプトに影響を及ぼすものは採用しない。

ア 提出書類

- ① VE提案対話申請書（別記様式第14号）
- ② VE提案一覧及び資料（資料は様式任意（A4縦））
- ③ ①～②の電子データを格納したCD-R

イ 受付期間

令和7年9月24日（水）9時00分から令和7年10月9日（木）17時00分まで

ウ 提出場所

厚真町総務課庁舎周辺等整備推進室

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

オ 対話の実施日等

- ① 実施日 令和7年10月30日(木) 予定
- ② 会場等 会場、実施時間は別途通知する。

カ 参加人数

本事業の配置予定技術者で5名以内とする。また、その他に補助者1名まで認める。

(11) 採否の通知

VE提案採否の通知は、令和7年11月6日(木)までに、参加者それぞれに通知する。

(12) 技術提案書の作成及び提出方法

ア 提出書類

- ① 技術提案書提出書(別記様式第15号)
- ② 技術提案書(別記様式第16-1~9号)
- ③ 提案価格見積書(別記様式第17号)
- ④ 提案価格見積書(内訳書)(別記様式第18号)
- ⑤ ①~④の電子データを格納したCD-R

※③④は、VE提案後の価格を記入すること。

イ 提出期限

令和7年11月13日(木)17時00分までとする。

ウ 提出場所

厚真町総務課庁舎周辺等整備推進室

エ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

オ 技術提案評価に係る提案書(別記様式第16-1~9号)は、次の提案項目に沿って記載すること。

提案項目		提案を求める内容
A 業 務 全 体	1) 業務全体の 実施方法	業務全体の実施方法について、以下の項目を具体的に記述してください。 ①発注者等とのコミュニケーション方法 ②適切な情報連携フローと承認フローの設定 ③適切な組織体制の設定と会社としてのバックアップ、適切な会議体設定 ④発注者の図面チェック、仕様チェック、承諾期間が適切な設定 ⑤別途発注となる関連工事との調整方法 ⑥その他
	2) 全体工程管理	全体工程管理の方法について、以下の項目を具体的に記述してください。 ①DB方式の特性を踏まえた、マイルストーンの設定や進捗管理方法などの工程管理 ②設計業務から施工業務への移行における情報共有方法や引継ぎ方法 ③その他

B 設 計 業 務	1) 役場庁舎整備のあり方	<p>基本設計を踏まえて、設計方針や設計業務の進め方について、以下の項目を具体的に記述してください。</p> <p>①来庁者が利用しやすく快適なサービス拠点づくり ②職員が働きやすく効率的（でフレキシブル）な執務環境づくり ③安全安心な行政拠点の構築 ④その他</p>
	2) 文化交流施設整備のあり方	<p>基本設計を踏まえて、設計方針や設計業務の進め方について、以下の項目を具体的に記述してください。</p> <p>①施設と広場が一体となった居心地の良い居場所づくり ②施設運営に資する町民などが参加できる運営主体の構築につながる新しい運営方法や運営計画を念頭にした新たな活動や交流の創出につながる場と仕組みづくり ③文化交流施設として各空間（震災アーカイブ、アイヌ展示、図書スペースなど）が施設と什器(家具や展示物を含む)が一体となった空間づくり ④その他</p>
	3) コスト、環境を考慮した施設整備	<p>基本設計を踏まえて、コスト、環境を考慮した施設や公園・広場整備に向け、設計方針や設計業務の進め方について、以下の項目を具体的に記述してください。</p> <p>①建設コストの縮減 ②施設の運用や維持管理コストの縮減 ③工事費と脱炭素化の取組のバランス確保 ④その他</p>
	4) 施設の木質化	<p>実施設計において、内装等の木質化を検討することとします。親しみやすく温かみのある空間とするとともに脱炭素の観点から、以下の項目について具体的に記述してください。</p> <p>①木質化する部位や範囲 ②地域材の活用 ③概算工事費（直接工事費ベースで庁舎は11,000万円、文化交流施設は22,000万円を上限とする。この費用は、提案価格見積額に含まない。最優秀提案者を特定後、木質化の内容と価格を交渉し、その結果を契約額に反映させる。） ④その他</p>
C 建 設 工 事 業 務	1) 施工計画	<p>施工計画に関する対応について、以下の項目を具体的に記述してください。</p> <p>①竣工期限の遵守 ②工事期間中の安全性の確保 ③周辺環境を踏まえた施工上の配慮や安全上の配慮 ④その他</p>

	2) 施工中の対策	<p>施工中の対策について、以下の項目を具体的に記述してください。</p> <p>①品質管理及び施工精度の向上</p> <p>②騒音・振動対策</p> <p>③廃棄物の処分等に関する環境配慮を考慮した具体策</p> <p>④その他</p>
D 地域 経済 への 貢献	1) 町内企業への発注・連携等による地域経済への貢献	<p>町内企業への発注や地元雇用、地元企業との連携、地元資材の活用など、地域振興への貢献などの実施方法について具体的に記述してください。</p>

(13) 技術提案評価（二次審査）の実施及び結果の通知

審査は選定委員会において行う。

技術提案書提出者は、審査委員に技術提案書等の提案内容の理解を深めてもらうためにプレゼンテーションを行い、その後、審査委員からのヒアリングを受ける。

選定委員会は、技術提案書及び見積書に対し、最優秀提案者選定基準に基づいて二次審査を行い、評価点が最も高い者を最優秀提案者、2番目に高い者を次点提案者として特定する。

ただし、技術提案書の提案項目（A業務全体、B設計業務、C建設工事業務、D地域経済への貢献）の評価点の合計が6割に満たない場合は、その者を最優秀提案者及び次点提案者としなない。

ア 実施日及び会場

令和7年11月27日（木）【予定】 会場未定

※実施日及び会場については、令和7年10月下旬を目途に対象者に通知する。

イ 参加人数

本事業の配置予定技術者で5名以内とする。また、その他に補助者1名まで認める。

なお、配置予定技術者のうち、統括責任者、設計等業務の管理技術者、建設工事業務の監理技術者（建築主体工事）の要職者は必ず参加するものとする。

ウ ヒアリング等の方法

詳細については、別途通知する。

エ 結果公表

令和7年12月2日（火）【予定】（厚真町ホームページ）

受託者特定結果通知書は、後日、技術提案書提出者に郵送する。

※最優秀提案者に選定された事業者は、速やかに見積明細書を提出すること。

オ 最優秀提案者に選定されなかった者に対する理由の説明

最優秀提案者に選定されなかった者は、当該結果の通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に書面（A4判任意様式）により、その理由について説明を求められることができる。

なお、受付場所は厚真町総務課庁舎周辺等整備推進室で応募者が持参又は郵送することとし、受付時間は9時00分から17時00分までとする。

本件に対する回答は、書面が到達した翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

5 契約等に関する事項

(1) 契約の締結

本事業は、最優秀提案者と価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に契約を締結する。

・ 最優秀提案者との事業契約が締結できない場合は、次順位者と契約交渉を行う。そのため、最優秀提案者は、契約締結できないことが明らかになった時点で、発注者に対し、速やかに文書(様式任意)によりその旨を届けること。

・ 支払い条件

年度	支払い区分
令和7年度	実施設計完了時設計業務の部分払
令和8年度	前払金:町が想定した当該年度の建設工事に関する請負金額の40%以内 施工業務の部分払予算の範囲内で当該年度の出来形部分に相当する額から上記の前払金を差引いた額 設計業務の完了払 監理業務:町が想定した当該年度の工事監理業務に関する請負金額を年度末に予算の範囲内で支払う
令和9年度	前払金:町が想定した当該年度の建設工事に関する請負金額の40%以内 施工業務の完了払 監理業務の完了払

(2) 技術提案の責任の所在

ア 提出した技術提案に基づき、責任をもって確実に本事業を履行すること。

イ 技術提案書の提案事項を達成する意志が事業者認められないなど、技術提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。

6 その他

(1) 費用負担等

ア 参加表明書及び提案書の作成に係る費用は、全て応募者の負担とすること。

イ 予算不成立の理由等により、最優秀提案者及び次点提案者に生じた損害に関して、一切損害賠償責任を負わないものとする。

(2) 提出された書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提出書類の記載内容の変更は、審査が終了するまで認めない。

ウ 提出された提案書は、公開する場合がある。

(3) 契約内容の公表

契約を締結した場合には、契約の相手方等について、町ホームページにおいて公表する。

(4) 無効・失格要件

ア 参加資格確認書及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加資格確認書又は技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載としたものに対して指名停止措置を行うことがある。

イ 提出された参加資格確認書及び技術提案書等が次のいずれかに該当する場合は原則、その参加資格確認書及び技術提案書等を無効とする。

- ① 参加資格確認書、技術提案書等の全部又は一部が提出されていない場合
- ② 参加資格確認書、技術提案書等と無関係な書類である場合
- ③ 実施要領等に指示された項目を満たしていない場合
- ④ その他、未提出又は不備がある場合

巻末添付 1 主要業務分担表

この表は、関連工事とのとりあい部分についてその施工区分を示すものである。

施工区分欄に「別途」表記のあるものは今回の提案（工事費）に含めないものとする。

区分	種別	内容	施工区分		備考
			事業者	別途	
	調査	地盤調査		○	
	測量	現況測量		○	
	庁舎等 設計	実施設計	○		建築確認申請など各種申請業務を含む。ただし、申請手数料は別途
		工事監理業務	○		
	広場等 設計	実施設計	○		道路の表層仕上げの設計を含む
	建築工事	庁舎・文化交流施設建設	○		昇降機含む
		外構工事（開発行為関連工事）	○		
	機械設備 工事	庁舎・文化交流施設建設 建築付帯機械設備工事		○	衛生、空調
		ガス水道等引込工事		○	各種引込工事 ただし、負担金は町の負担
	電気設備 工事	庁舎・文化交流施設建設 建築付帯電気設備工事		○	電気、衛生、空調、昇降機
		電気引込工事		○	各種引込工事 ただし、負担金は町の負担
		情報通信系工事		○	電話工事一式、情報通信ネットワーク
	公園広場 工事	公園広場工事（駐車場等）		○	公園工事一式、駐車場等工事、道路工事一式
移転	移転支援	引越支援		○	発注者の業務

また、次の工事、経費は事業費に含んでいない。

- 1 庁舎及び文化交流施設施工に伴う移転のために必要な引越し費用、仮設利用の建築物設置費、外構倉庫新設費、既存施設の改修費
- 2 本施設と総合ケアセンターゆくりの接続工事（庇共）
- 3 既存建物・工作物解体工事、地中障害物撤去（図示されていないもの）
- 4 現況詳細測量費用
- 5 井水利用のための詳細調査費用
- 6 監視カメラ設備、機械警備機器及び配線、防犯・入退室管理設備
- 7 各種引込み負担金、受電後引き渡しまでの基本料金
- 8 ロードヒーティング
- 9 町が調達する家具什器備品（カーテン・ブラインドを含む）購入費及び設置工事費
- 10 消火器、給湯給茶機、電算機、UPS、LAN及びネットワーク関連設備（来庁者用無線LAN設備含む）、電話機・交換機及び通線工事
- 11 Jアラートシステム盛替、北海道の防災システム盛替
- 12 防災行政無線の盛替
- 13 共聴アンテナの盛替
- 14 電気インフラ引込み盛替（道路付替に伴う電気盛替共）
- 15 町の都合による設計変更に伴う各種申請料、その他の各種申請料
- 16 総合福祉センター及び総合ケアセンターゆくり裏の設備（太陽光発電設備・燃料タンク等）盛替
- 17 現庁舎前の外構整備、電気引込線盛替（道路付替に伴う盛替共）
- 18 想定盛替範囲以外の上下水道設備盛替
- 19 外構工事以外の道路照明
- 20 近隣の建物調査及び保護・補修工事
- 21 近隣対策費（電波障害、風害等）及び調査費
- 22 土壌汚染対策法および類似の自治体条例に基づく土壌及び地下水汚染等有害物質の調査、対策、処分費用
- 23 計画変更並びに予期できない建設発生土の処分に伴う費用
- 24 見積時に凶面及び現地調査等で合理的に予測できなかったもの
- 25 有害物ダイオキシン類の調査、撤去、処分残土検定により基準不適合となった場合の残土処分費用及び山留工事・杭工事・地盤改良工事で発生する汚泥が土壌環境基準を超える場合の対策、処分費用
- 26 法改正及び諸官庁指導に伴う追加変更工事
- 27 基本設計業務範囲外の建築及び設備工事、設計変更工事
- 28 補助金申請関係資料の作成費用
- 29 大庇工、外壁サイン・旗竿